

新	旧
<p>店頭デリバティブ取引（DMM CFD-IndexDMM CFD-Commodity）約款</p> <p>（第1条～第2条 省略）</p> <p>第3条（定義）</p> <p>（（1）省略）</p> <p>（2）「<u>金利調整額</u>」とは、<u>スポット参照銘柄（「金スポット/USD」、「銀スポット/USD」）の建玉をロールオーバーした場合に発生する金利等の調整を行うために付与する金額（マイナス金額もあります）をいいます。実際にお客様に付与される金利調整額は、当社ホームページや取引画面等で公表いたします。</u></p> <p>（3）「<u>価格調整額</u>」とは、<u>DMM CFD-Index で取り扱う全ての銘柄及び、DMM CFD -Commodity で取り扱う銘柄のうち、「原油/USD」、「天然ガス/USD」、「コーン/USD」、「大豆/USD」</u>において、参照市場の限月の交代に伴い発生する調整金額のことをいいます。</p> <p>【算出式】</p> <p>1Lot あたりの価格調整額＝（参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差）×取引単位 ×<u>対象通貨の円転</u>評価額</p> <p>（（4）～（12）省略）</p>	<p>店頭デリバティブ取引（DMM CFD-IndexDMM CFD-Commodity）約款</p> <p>（第1条～第2条 省略）</p> <p>第3条（定義）</p> <p>（（1）省略）</p> <p>（2）「<u>スワップポイント</u>」とは、建玉をロールオーバーした場合、<u>ロール金額（終値×数量）に金利と配当利回り、リースレート等を調整した金利を乗じて算出される金額をいいます。実際にお客様に付与されるスワップポイントは、当社ホームページ等で公表いたします。</u></p> <p>（3）「<u>価格調整額</u>」とは、<u>OIL/USD</u> において、参照市場の限月の交代に伴い発生する調整金額のことをいいます。</p> <p>【算出式】</p> <p>1Lot あたりの価格調整額＝（参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差）×取引単位 ×<u>USD</u> の評価額</p> <p>（（4）～（13）省略）</p>

<p>(13)「純資産」とは、預託証拠金残高に建玉評価損益と未決済<u>金利調整額、未決済価格調整額</u>を加算したのから出金予約額を減じたものとなります。</p> <p>(14)「未決済<u>金利調整額</u>」とは、ロールオーバーするごとに発生する<u>金利調整額</u>の受入れ、又は支払いの未受渡金額をいいます。</p> <p>(15)「<u>未決済価格調整額</u>」とは、<u>限月の交代により発生する価格調整額の受け入れ、又は支払いの未受渡金額をいいます。</u></p> <p>(16) (内容省略)</p> <p>(17) (内容省略)</p> <p>(18) (内容省略)</p> <p>(19) (内容省略)</p> <p>(20) (内容省略)</p> <p>(21) (内容省略)</p> <p>(22)「<u>限月</u>」とは、<u>先物取引の期限が満了（取引期限）となる月のことです。期限が満了となる月の中で最も期限日が近い限月のことを一番限（当限、期近限月）、次に期限日が近い限月のことを二番限といいます。取引の期限が違っている複数の限月が、それぞれで違う価格で取引されています。</u></p> <p>第4条（リスク及び自己責任の原則）</p> <p>1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及びリスクを理解の上、自らの判断と責任において、お客様の計算で当社と本取引を行うものとします。</p> <p>((1) ~ (10) 省略)</p>	<p>(13)「純資産」とは、預託証拠金残高に建玉評価損益と未決済<u>スワップ金額</u>を加算したのから出金予約額を減じたものとなります。</p> <p>(14)「未決済<u>スワップ金額</u>」とは、ロールオーバーするごとに発生する<u>スワップポイント</u>の受入れ、又は支払いの未受渡金額をいいます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(15) (内容省略)</p> <p>(16) (内容省略)</p> <p>(17) (内容省略)</p> <p>(18) (内容省略)</p> <p>(19) (内容省略)</p> <p>(20) (内容省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4条（リスク及び自己責任の原則）</p> <p>1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及びリスクを理解の上、自らの判断と責任において、お客様の計算で当社と本取引を行うものとします。</p> <p>((1) ~ (10) 省略)</p>
---	--

<p>(11) 本取引に関連して発生する<u>金利調整額</u>については、金利状況により変動するおそれがあること。</p> <p>(12) 両建てはお客様にとって、売付けの価格と買付けの価格の差、証拠金を二重に負担すること、支払いの<u>金利調整額</u>と受取りの<u>金利調整額</u>の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第5条（口座の開設）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本書面 及び契約締結前交付書面（店頭デリバティブ取引説明書（DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity））、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により本取引口座（以下、「本口座」という）の開設の申込を行うものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>≪個人のお客様の場合≫</p> <p>((1) ～ (2) 省略)</p> <p>(3) 日本国内に居住する満 18 歳以上（高校生を除く）<u>満</u> 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 6 条～第 9 条 省略)</p>	<p>(11) 本取引に関連して発生する<u>スワップポイント</u>については、金利状況により変動するおそれがあること。</p> <p>(12) 両建てはお客様にとって、売付けの価格と買付けの価格の差、証拠金を二重に負担すること、支払いの<u>スワップポイント</u>と受取りの<u>スワップポイント</u>の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第5条（口座の開設）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本書面 及び契約締結前交付書面（店頭デリバティブ取引説明書（DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity））、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により本取引口座（以下、「本口座」という）の開設の申込を行うものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>≪個人のお客様の場合≫</p> <p>((1) ～ (2) 省略)</p> <p>(3) 日本国内に居住する満 18 歳以上（高校生を除く）75 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 6 条～第 9 条 省略)</p>
---	---

<p>第10条（注文の受付・実行） （1～9（2）まで省略）</p> <p>（3）<u>当社がカバー先との</u>カバー取引ができないとき。 （以下、省略）</p> <p>（10～11 省略）</p> <p>12 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため<u>銘柄</u>、取引数量、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかったりする他、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、並びにシステム障害等の事象が発生する場合があることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>第 11 条（追加証拠金、マージンカット） （1～4 省略）</p> <p><u>5 強制決済時に約定することができる有効な取引レートがなかった場合</u> <u>又は取引時間外の銘柄については強制決済待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが配信されたとき又は翌営業日の取引再開時に強制決済されるものとします。翌営業日が各国の祝祭日等で休場</u></p>	<p>第10条（注文の受付・実行） （1～9（2）まで省略）</p> <p>（3）<u>外国為替市場での</u>カバー取引ができないとき。 （以下、省略）</p> <p>（10～11 省略）</p> <p>12 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため<u>通貨ペア</u>、取引数量、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかったりする他、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、並びにシステム障害等の事象が発生する場合があることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>第 11 条（追加証拠金、マージンカット） （1～4 省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
--	---

<p><u>の場合は、休場明けの取引再開時に強制決済されるものとし</u>ます。なお、<u>強制決済待ちとなった場合、強制決済が完了するまで、追加の入金を行ったとしても追加証拠金は解消されず、新規の取引も行うことはできないもの</u>とします。</p> <p><u>6</u> （内容省略）</p> <p><u>7</u> （内容省略）</p> <p>第12条（ロスカット） （1～6 省略）</p> <p><u>7 限月の交代により提示する取引レートが大きく上昇したことで必要証拠金額も大きく上昇し、それによりロスカットルールが適用される場合があることを、お客様はあらかじめ承諾するもの</u>とします。</p> <p>（第13条～第15条 省略）</p> <p>第16条（取引レート及び<u>金利調整額</u>）</p> <p>1 お客様が当社との間で行う本取引にかかわる取引レート及び<u>金利調整額</u>については、各市場及びカバー先のレート等に基づいて当社が提示する取引レート及び<u>金利調整額</u>が適用されるものとします。</p> <p>（2～5 省略）</p>	<p><u>5</u> （内容省略）</p> <p><u>6</u> （内容省略）</p> <p>第12条（ロスカット） （1～6 省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（第13条～第15条 省略）</p> <p>第16条（取引レート及び<u>スワップポイント</u>）</p> <p>1 お客様が当社との間で行う本取引にかかわる取引レート及び<u>スワップポイント</u>については、各市場及びカバー先のレート等に基づいて当社が提示する取引レート及び<u>スワップポイント</u>が適用されるものとします。</p> <p>（2～5 省略）</p>
---	---

<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 (価格調整額)</u></p> <p><u>1 原資産を先物とする銘柄については、当該先物の限月交代に伴い、参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差を調整するため、当社の計算による価格差分の金額を付与（マイナス金額もあります）するものとします。</u></p> <p><u>2 決定された調整額の通知は当社ホームページや取引画面等で行います。</u></p> <p><u>3 価格調整を行う日付は、決定次第、事前に当社ホームページや取引画面等に掲載します。</u></p> <p><u>4 お客様は、価格調整額の決定において、1円未満の端数が発生した場合には、これを切り捨てた金額となることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>(第 17 条～第 31 条 省略)</p> <p>第32条 (解約)</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第17条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>((1) 省略)</p>	<p><u>6 お客様は、1円未満の金利調整額については、受取の場合は切捨て、支払いの場合は切上げとすることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第 17 条～第 31 条 省略)</p> <p>第32条 (解約)</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第17条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>((1) 省略)</p>
---	--

<p>(2) お客様が法令等及び本約款、その他関連する規定の内容に違反し、 <u>または違反する疑いがあると当社が判断したとき</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年8月27日 改訂</u></p>	<p>(2) お客様が法令等及び本約款、その他関連する規定の内容に違反し、 <u>当社が解約を通告したとき</u></p> <p>(以下、省略)</p>
---	--